

【新設】（取得価額の合計額が 20 億円を超えるかどうかの判定）

44 の 6－3 措置法第 44 条の 6 の規定の適用上、認定計画（同条第 1 項に規定する認定計画をいう。以下同じ。）に従って行う指定事業（同項に規定する指定事業をいう。以下同じ。）の用に供するために取得又は製作をする再資源化事業等高度化設備（同項に規定する再資源化事業等高度化設備をいう。以下同じ。）の取得価額の合計額が 20 億円を超えるかどうかは、その再資源化事業等高度化設備に係る同項各号に定める施設が記載されたその認定計画ごとに判定することに留意する。

【解説】

- 1 本通達では、本制度の対象となる再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額の上限の判定単位について明らかにしている。
- 2 本制度の特別償却限度額の計算の基礎となる再資源化事業等高度化設備の取得価額は、各再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計で 20 億円を頭打ちとし、認定計画に従って行う指定事業の用に供するために取得又は製作をする再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額が 20 億円を超える場合には、20 億円にその指定事業の用に供した再資源化事業等高度化設備の取得価額がその合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とされている（措法 44 の 6 ①）。
- 3 ここで、逐次、再資源化事業等高度化法第 11 条第 2 項第 9 号又は第 16 条第 2 項第 7 号に規定する廃棄物処理施設の整備を進めているような場合に、上記の取得価額の合計額の上限（20 億円）を法人単位で判定すべきか認定計画ごとに判定すべきか疑問が生ずる。
- 4 これについては、本制度は、再資源化事業等高度化法の認定を受けた「需要に応じた資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業の実施に関する計画（高度再資源化事業計画）」又は「廃棄物から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業の実施に関する計画（高度分離・回収事業計画）」に従って行う一定の設備投資に対する特別償却制度であるが、これらの計画の認定制度は、温室効果ガスの排出量削減の効果が高い資源循環を促進するために制定された再資源化事業等高度化法に規定され、環境大臣は、これらの計画ごとに、事業の内容が基本方針に照らして適切なものであるかどうか、その事業の内容が一定の基準に適合するものであるかなどの適合性を判断し、計画認定をすることとされている（再資源化事業等高度化法 11③、16③）。また、本制度における計画の認定制度では、一の法人が複数の計画を作成し、その認定を受けることも予定されているが、それぞれの計画自体が再資源化事業等高度化法の目指すべき「温室効果ガスの排出量削減の効果が高い資源循環を促進する」ことにつながるものであると考えられる。
- 5 このような再資源化事業等高度化法の枠組みや計画単位での投資促進を予定していることを踏まえ、上記の取得価額の合計額の上限を法人単位で 20 億円で頭打ちとするのではなく、再資源化事業等高度化法に規定する廃棄物処理施設の整備に係るその廃棄物処理施設が記載さ

れた認定計画ごとに再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額が 20 億円を超えるかどうかを判定することを、本通達において留意的に明らかにしている。